

# 第4次登別市子ども読書活動推進計画

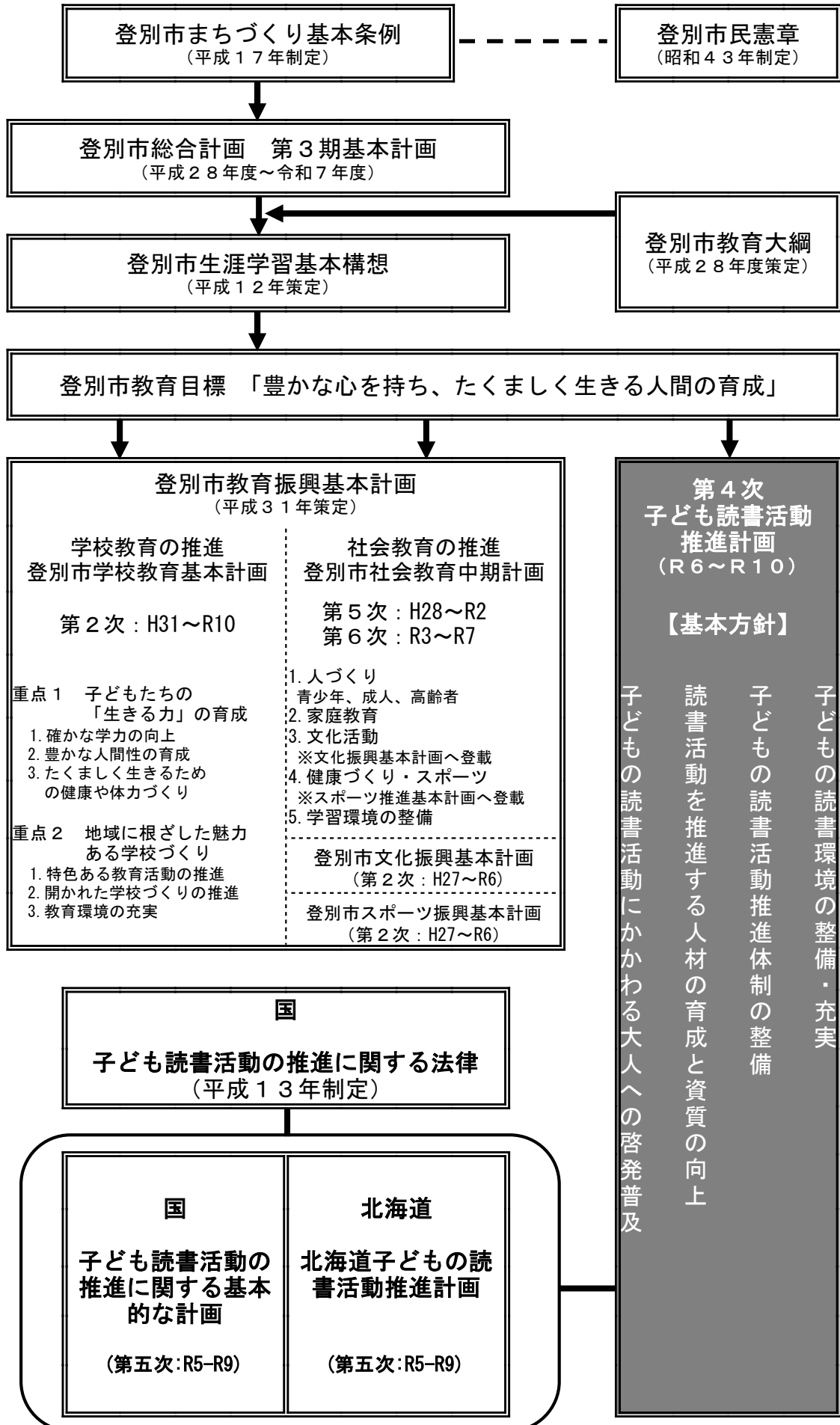
—豊かな感性と生きる力を育むために—



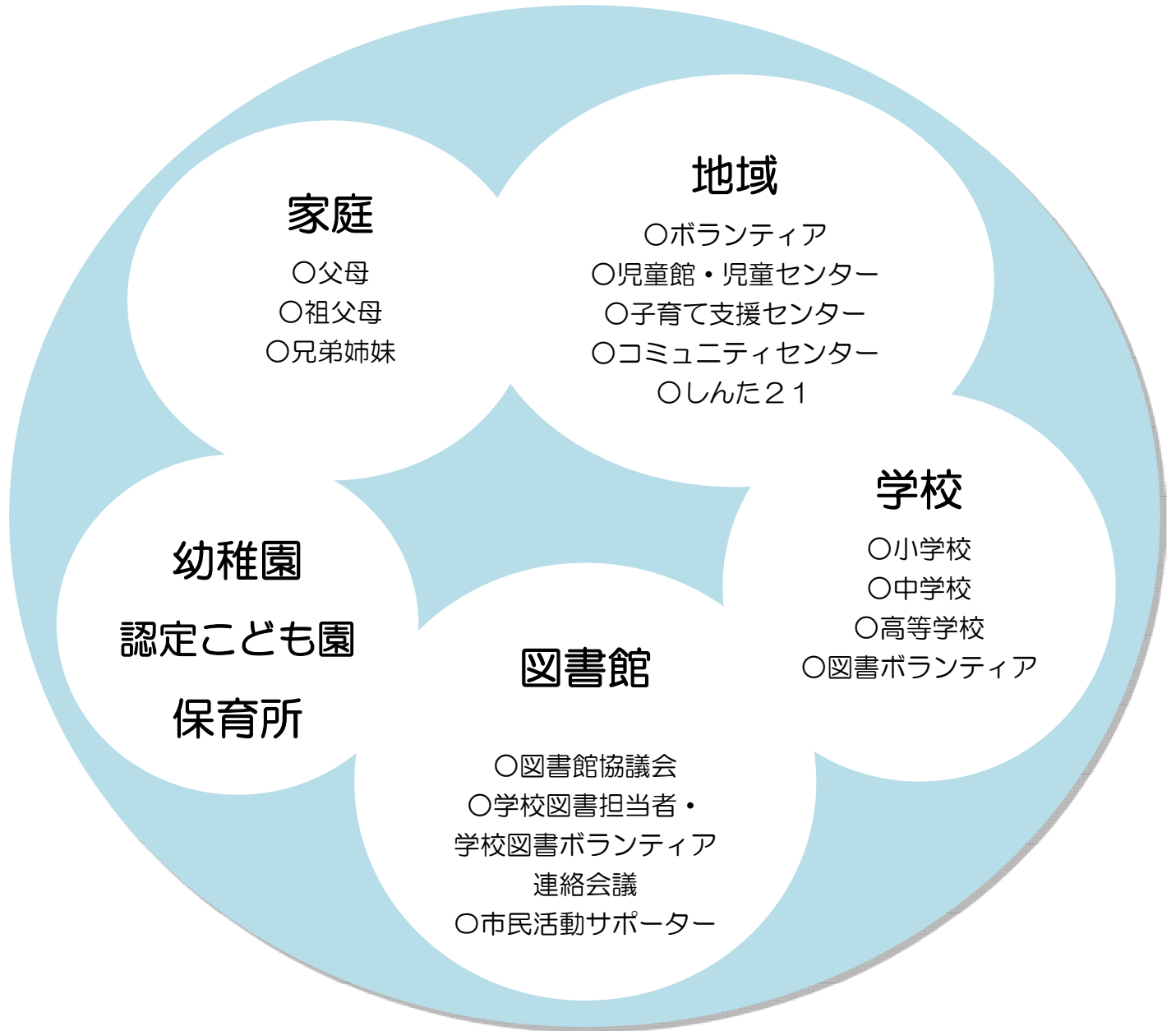
令和6年3月

登別市

# 本計画の位置付けと基本方針



# 連携と協力の体系図



# 目 次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b>	1
1	子ども読書活動推進の意義	1
2	計画策定の背景	1
<b>第2章</b>	<b>第4次登別市子ども読書活動推進計画の策定にあたって</b>	2
1	第4次計画策定の視点	2
2	基本的な考え方	2
	(1) 第3次計画策定後の動向	2
	(2) 国の計画	3
	(3) 北海道の計画	3
3	計画の目標	4
4	計画の基本方針	4
	(1) 子どもの読書環境の整備・充実	4
	(2) 子どもの読書活動の推進体制の整備	4
	(3) 子どもの読書活動を推進する人材の育成と資質の向上	4
	(4) 子どもの読書活動に係わる大人への啓発普及の推進	5
5	本計画の取組の展開	5
6	計画の期間	5
7	計画の対象	5
<b>第3章</b>	<b>第4次登別市子ども読書活動推進計画での取組</b>	6
1	家庭での本との出会い	6
2	地域の力を生かした取組	7
3	幼稚園・認定こども園・保育所	9
4	学校	10
	(1) 学校の取組	11
	(2) 図書館の学校支援	13
	(3) 読書環境の整備充実	14
5	図書館	15

<b>第4章 計画の効果的推進に向けて</b>	19
1 関連機関との連携・協力	19
2 取組の検証体制の整備	19
3 啓発・普及活動の充実	19
(1) 保護者への取組	19
(2) 子どもへの取組	20
4 広報活動の充実	20
(1) 事業や取組の周知	20
(2) 図書情報の提供	20
5 子どもに係わる関係者の資質の向上	21
6 ボランティアの育成と確保	21

## 資料編

○ 第3次計画における取組の成果と課題	22
1 家庭での本との出会い	22
2 地域力を生かした取組	22
3 幼稚園・保育所	23
4 学校	24
5 図書館	27
・ 計画の効果的推進に向けて	29
○ 第3次計画期間中の学校図書館の利用状況と蔵書冊数の推移	31
○ 登別市立小中学校図書館蔵書冊数の推移	32
○ 用語解説	33
○ 策定の経過	37
○ 登別市立図書館協議会委員名簿	38
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	39

# 第1章 はじめに

## 1 子ども読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。（「子どもの読書活動の推進に関する法律」基本理念 第2条）

そのため、子どもたちが発達段階に応じた読書の機会を得られるよう、社会全体で環境の整備に努めていくことが重要です。

読書や読み聞かせは、子どもに生きる力と喜びや感動を与えてくれます。子どもたちは読書により、視野を広げ、自ら考える習慣を身に付け、豊かな感情や思いやりの心などを育てていきます。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しているなかで、子どもたちが自分の将来に夢を持ち、自分自身の力で未来を切り開いていく力をつけるために、子どもの読書活動を推進していくことが求められています。

## 2 計画策定の背景

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月法律第154号）が施行され、第9条第2項に「市町村は、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況などを踏まえ、当該市町村における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」と定められています。

登別市は、平成18年3月に第1次となる「登別市子ども読書活動推進計画」を、平成25年3月に「第2次登別市子ども読書活動推進計画」（以下「第2次計画」という。）、平成30年3月に「第3次登別市子ども読書活動推進計画」（以下「第3次計画」という。）を策定しました。

すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう読書環境の整備や施策の推進に努めることを目的とし、家庭・地域・学校・図書館・ボランティアなどが連携しながら、登別市における子どもの読書活動の推進に努めるために必要な施策を示しました。

## 第2章 第4次登別市子ども読書活動推進計画の

### 策定にあたって

#### 1 第4次計画策定の視点

第3次計画は令和5年度が終期なため、引き続き登別市の子ども読書活動推進のために「第4次登別市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備と充実に努めていくものです。

今回の策定にあたっては、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）の制定、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（令和4年度～令和8年度）（以下「第6次学校図書館計画」という。）の策定、国による「GIGAスクール構想」（令和元年）[\[\\*用語解説 P.34 参照\]](#)などの政策をはじめ、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）など、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化を踏まえ、第3次計画での取組の成果と課題を検証し、さらに一層市民一人ひとりが子どもの読書活動の推進に取り組むことができるよう、登別市が今後5年間に実施する取組を明らかにしています。

なお、第3次計画における取組の成果と課題については、「資料編」「1.第3次計画における取組の成果と課題」に検証結果をまとめました。

#### 2 基本的な考え方

第4次計画は、第3次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く動向を踏まえ、次に示された国と北海道の考え方に基づき策定しました。

##### (1) 第3次計画策定後の動向

第3次計画の期間中（平成30年度～令和5年度）、下記の法律が施行されました。

##### ①「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）（令和元年6月28日施行）」

障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障がい者などの読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進すべく、国や地方自治体の責務を明らかにしました。

## ②「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年6月28日施行)

すべての児童生徒が効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進について、国や地方自治体の責務を明らかにしました。

## ③「著作権法」の改正(令和3年6月2日公布)

改正著作権法では、図書館関係の権利制限規定(第31条)の見直しが行なわれ、下記の2点の新規措置が施行されました。

1. 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信(令和4年5月1日施行)
2. 図書館等による図書館資料の公衆送信(令和5年6月1日施行)

## (2)国の計画

### 「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次)」

国においては計画改定が行われ、令和5年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次基本計画)」が策定されました。

この計画では、

- ①「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の制定(令和元年)
- ②「学校教育の情報化の推進に関する法律」の制定(令和元年)
- ③「GIGAスクール構想」の取組(令和元年)
- ④「著作権法」の改正(令和3年公布)
- ⑤第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定(令和4年)
- ⑥「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の策定(令和4年閣議決定)
- ⑦「学校教育情報化推進計画」の策定(令和4年)

など、第四次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化に留意し、5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策が示されました。

## (3)北海道の計画

### 「北海道子どもの読書活動推進計画 第五次計画」

北海道においては「北海道子どもの読書活動推進計画」(平成15年)以降、「北海道子どもの読書活動推進計画一次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プランナー」(平成20年)、「北海道子どもの読書活動推進計画第三次計画ー生きる力をはぐくむ北の読書プランナー」(平成25年)、「北海道子どもの読書活動推進計画第四次計画」(平成30年)に続き、令和5年度に「北海道子どもの読書活動推進計画第五次計画」を策定しました。

この計画は、「北海道教育推進計画」(令和5年～令和9年)の個別計画として策定され、「子どもの読書活動推進のための方策」として2つの「基本目標」と、それに係わる「推進方策」、さらに終期となる令和9年度の目標指標を明記しました。



### 3 計画の目標

今日のコンピュータゲームやスマートフォンなどの普及により、幼児期からの読書習慣の未形成と子どもの読書離れが問題となっています。

本計画は、読み聞かせなどにより、子どもの本への関心・興味を喚起し、本に親しむ態度を育成するとともに、自主的な読書活動と読書習慣の形成を図ることを目標とします。

このため、すべての子どもが、自ら読書に向かうことができるよう、読書の楽しさ・大切さを伝えるとともに、時代や社会の変化に対応して、ICT[\*用語解説 P.33 参照]環境の整備など、いつでもどこでも読書に親しめる環境を整えるための取組を展開します。

読書活動を推進することにより、子どもの豊かな感性や生きる力を育むことを目指します。

### 4 計画の基本方針

この目標のため、次の4つの方針を掲げ推進します。

#### (1) 子どもの読書環境の整備・充実

子どもが、いつでも、どこでも、身近なところで読書できる機会と環境を構築するため、図書館および学校図書館の整備、公共施設での図書コーナーの拡充、図書館資料の充実、電子図書館「デジタル分館」[\*用語解説 P.35 参照]などのICT環境の充実を図ります。

#### (2) 子どもの読書活動の推進体制の整備

子どもが積極的に読書しようという意欲や態度を養い、読書習慣を形成することができるよう、家庭・地域・学校・図書館・ボランティアなどが緊密に連携・協力し、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進できるよう体制を整備します。

#### (3) 子どもの読書活動を推進する人材の育成と資質の向上

図書館や地域でおはなし会活動、読書活動を行っている団体や学校図書館ボランティアを支援していくとともに、地域の読書活動支援者の養成を図り、活動する場の提供や相互の交流を支援していきます。

また、図書館における司書の確保と育成・研修、学校における学校司書[\*用語解説 P.33 参照]や司書教諭[\*用語解説 P.34 参照]の育成・研修など、図書館や学校で子どもの読書活動に係わる職員の資質の向上に努めます。

## (4) 子どもの読書活動に係わる大人への啓発普及の推進

子どもの読書活動を推進するには、保護者をはじめ、教職員・保育士など子どもと係わる大人が読書活動の意義や重要性を認識することが大切であることから、大人のための啓発・普及、機会の充実に努めます。

## 5 本計画の取組の展開

本計画では、子どもの成長過程に応じた読書活動を推進するため、家庭、地域、幼稚園・認定こども園[\*用語解説 P.35 参照]・保育所、学校、図書館の5つに分け、それぞれについてきめ細かい取組を展開します。

## 6 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 7 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。

## 第3章 第4次登別市子ども読書活動推進計画での取組

### 1 家庭での本との出会い

子どもの読書活動にとって、一番身近な読書環境にあり、また一番影響力が大きいのは、毎日過ごす家庭です。周囲の大人や家族が本に親しんでいる環境が、子どもの読書に極めて強い影響を与えます。

幼いとき、大人のぬくもりの中でお話を聞いて成長した子どもは、その本を自分で読もうとします。そこから広大な本の世界に入っていきます。

また、子どもの個性やその時々興味を一番良く知っている親が、その興味を深め、より広げていける本を与えていくことが望まれます。

家庭における読書習慣の形成や子どもの読書への意欲は、保護者の読書欲と密接に関連しているといわれています。

このため、保護者に対して、子どもの読書の意義を理解してもらう啓発活動や、保護者自身が読書への興味を喚起する活動を推進します。

#### 家庭における読書習慣の形成

##### 【目標1】本の情報提供・読書相談を展開します。

子どもにどんな本を読み聞かせしたらよいのか、どんな本を与えたらよいのか、こうした保護者の悩みや求めに積極的に応えるべく、本に対する情報提供を行います。

- ブックスタート【\*用語解説 P.35 参照】やライブラリースタート【\*用語解説 P.36 参照】で配布している「おすすめ本リスト」の更新や刷新に努めます。
- 1歳児から就学前の子どもを対象にした「おすすめ本」リストを作成し、ホームページなどで紹介します。
- 「子どもの本の相談室」の周知に努め、保護者からの読書相談に積極的に応えます。

##### 【目標2】保護者への読書啓発を推進します。

保護者の読書意欲が子どもの読書への動機付けになります。

- 「文化講演会」や「絵本作家の講演会」など、保護者に本への関心を喚起させる事業を実施します。
- 「お父さんのための読み聞かせ講座」など、保護者を対象にした講座を実施します。
- 保護者へ「子ども読書」の意義や読書啓発のためのパンフレットなどを作成します。
- 読書を通じて家族のコミュニケーションや絆をつくる「家読（うちどく）」【\*用語解説

P.33 参照]に（うちどく）を推奨し、情報提供を行います。

### 【目標3】絵本への興味・関心を喚起する事業を実施します。

子どもが絵本に興味や関心を抱く契機となる事業を実施します。

- おはなし会や童謡などをボランティアの協力を得て実施します。
- 「おはなし会」は子どもが本に関心を抱く格好の機会です。広報「のぼりべつ」や「じどうしつだより」、図書館ホームページなどにより、図書館の「おはなし会」の市民への周知に一層努めます。
- 「絵本の原画展」や、絵本や紙芝居に係わるワークショップ[\*用語解説 P.36 参照]などを実施します。
- 3歳児を対象に本を選ぶ機会を提供するライブラリースタート事業の周知に努めます。

### 【目標4】基本図書の充実に努めます。

絵本など児童図書には、長年にわたり読み継がれてきた定評ある基本図書と呼ぶべきものがあります。これらを図書館で揃えることは必須といえます。

- 絵本のさらなる充実を図り、特に基本図書については複本で揃えるほか、傷みや色褪せなど劣化したものは買い替えを進めます。
- 「デジタル分館」においては、音絵本や動く絵本・朗読紙芝居などデジタルの特性を生かした資料の充実に努めます。

## 2 地域のかを生かした取組

子どもは、自分ひとりで行動できる範囲が狭いので、身近に図書に接する環境をきめ細かく用意することが必要です。

このため、図書館や児童館（児童センター）、子育て支援センターなどはもとより、市内の公共施設のなかに図書コーナーを設置し、その充実を図るとともに、読み聞かせを実施するなど、子どもが本と出会える環境を整備します。

### 子どもがいつでもどこでも読書に親しめる環境づくり

### 【目標1】子どもが身近に利用できる読書環境づくりを推進します。

児童館（児童センター）や放課後児童クラブ、しんた21、子育て支援センターなどと連携し、これらの施設の図書コーナーの整備・充実を支援します。

- 児童館（児童センター）や子育て支援センターなどへ、図書館からの団体貸出[\*用語解説 P.35 参照]や移動図書館車「こぐま号」の巡回により、資料の提供を進めるとともに、その充実を図ります。

- しんた21、市民会館、市民活動センター「のぼりん」などの施設に図書館で除籍した図書を提供し、図書コーナーの拡充に努めます。また、蔵書の頻繁な更新に努めます。
- 移動図書館車「こぐま号」の巡回については、ニーズに対応し弾力的に運用し、さらなる充実に努めます。

### 【目標2】地域での読書活動を支援します。

市内各地域での市民による読書活動を支援し、読書に親しむ環境整備に努めます。

- 図書館の除籍資料の提供や団体貸出の利用拡大などにより、家庭文庫・地域文庫【\*用語解説 P.34 参照】の開設を支援します。
- 市内で活動する団体に図書館の除籍資料を提供するなど、読書活動を支援します。

### 【目標3】ボランティアと連携し活動を支援します。

能力と意欲を持つボランティアは、地域での子ども読書活動の力強い推進役になります。図書館や地域でおはなし会活動、読書活動を行っている団体や学校図書館ボランティアを支援していくとともに、地域の読書活動ボランティアの養成を図り、活動する場の提供や相互の交流を支援します。

- 図書ボランティアのスキルアップのための「読み聞かせ研修会」を開催します。
- 市民による「読み聞かせボランティア養成講座」などを支援するとともに、図書館独自の図書ボランティア養成講座を開講します。
- 「登別市立図書館市民活動サポーター」の充実に図り、ボランティアが交流できる環境や場を設けます。

### 【目標4】分館・配本所の機能の強化に努めます。

市内各地域にある図書館の分館・配本所の資料やサービスの充実に図り、配本所機能を強化します。

- 分館・配本所の児童書や紙芝居など蔵書の充実や刷新を図るとともに、蔵書構成全般の見直しを行います。

### 【目標5】地域に根付いた図書館サービスを展開します。

登別市における子ども読書活動の拠点である図書館にふさわしい魅力ある書架と蔵書を構築します。また、地域の特性に合わせたきめ細かなサービスを展開します。

- 「じどうしつだより」や「新着図書案内」「おすすめ絵本リスト」の内容の充実に努めます。
- 「図書館ツアーと利用者ガイダンス」を実施し、子どもの図書館利用を推進します。
- 「年長児の読書感想画展」、「小・中学生の読書感想文コンクール」を実施します。
- 公益財団法人「図書館振興財団」が主催している『図書館を使った調べる学習コンクール』の優秀作品展を開催するとともに、市内の児童生徒の参加を促します。

- 調べ学習[\*用語解説 P.34 参照]のための資料を複数揃えるなど、児童生徒のニーズにより一層応えるよう努めます。
- 図書館で除籍した資料を読み聞かせ団体に提供するなど有効活用を図ります。

### 3 幼稚園・認定こども園・保育所

幼児期に絵本や紙芝居・童話の言葉の美しさ、内容の面白さなどにふれることは、言葉の力を育むことにもなり、その後の読書の基礎となります。

幼稚園・認定こども園・保育所では、子どもの感性が豊かに育つように、本に親しんでいくきっかけづくりをしています。また、年齢に応じた絵本を選び、読み聞かせをしています。

特に、読み聞かせをとおして、子どもにイメージをふくらませ想像して楽しむ経験を与え、本との出会い、読書の楽しさへとつなげて行くことが求められます。

このために、幼稚園・認定こども園・保育所においては、幼児が絵本や物語に親しむ活動として、絵本や紙芝居・物語を見せたり読んだりする読書の時間を設けていくことが重要です。

このような意図を踏まえ、図書館と幼稚園教諭や保育士との連携を深めた読書活動推進に取り組めます。

## 子どもが本と出会い、本に触れる機会の充実

### 【目標1】園児が本に触れる機会を増やすよう努めます。

幼稚園・認定こども園・保育所においては、絵本や紙芝居の読み聞かせなどにより、幼児が絵本や物語に親しむ時間をもつことが重要です。そのための資料の整備・充実を図ります。

- 図書コーナーの絵本や紙芝居など、資料の整備・充実を図ります。
- 幼稚園・認定こども園・保育所自体の図書コーナーに加え、図書館からの団体貸出や移動図書館車「こぐま号」の巡回によって本に触れる機会の充実に努めます。
- 電子図書館「デジタル分館」の利用促進のための周知に努めます。

### 【目標2】保護者への情報提供と読書啓発に努めます。

読み聞かせなど乳幼児期の読書の大切さを保護者に伝えます。

- 図書館が発行する「じどうしつだより」を配布し、新刊本やおすすめ本の情報提供を行います。
- 「お父さんのための読み聞かせ講座」など、保護者を対象にした講座を実施します。

### 【目標3】幼稚園教諭・保育士の研修に努めます。

幼稚園教諭・保育士など、園児と係わる職員の研修に努めます。

- 図書館が実施している「読み聞かせ研修会」などへの幼稚園教諭や保育士の参加を促しスキルアップに努めます。

### 【目標4】図書館と連携し読書活動推進に取り組めます。

- 図書館が発行する「じどうしつだより」を毎月配布します。
- 本への興味を抱ききっかけとするため、幼稚園・認定こども園・保育所の園児たちの図書館見学を増やすよう努めます。
- 図書館主催の「年長児（5歳児）の読書感想画展」に参加します。
- 幼稚園・認定こども園・保育所の園児に合ったブックリスト[[\\*用語解説 P.36 参照](#)]を作成し配布します。
- 「絵本の原画展」などは、園児が絵本に興味を抱く格好の機会です。さらに多くの幼稚園・認定こども園・保育所が見学するよう周知に努めます。

## 4 学校

学校図書館は、現行の小・中学校学習指導要領において、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動を充実すること」と記されているように、主体的な学習活動を支える学習情報を提供するとともに、子どもたちの自由な読書活動を推進する重要な役割を担っています。

いわば学校図書館は「読書センター」だけでなく「学習・情報センター」としての機能も包含した「学びを支える学校図書館」の役割が求められています。

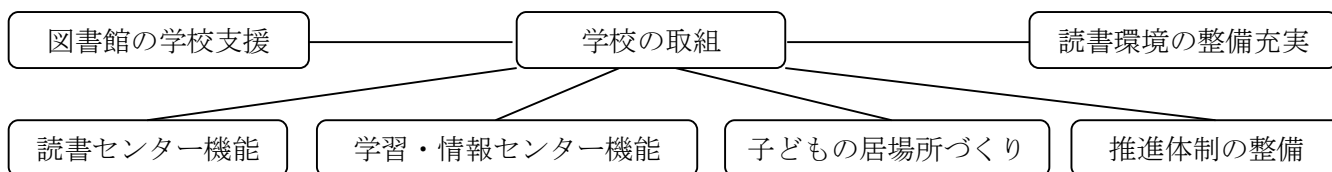
学校では、子どもの発達段階に応じて「楽しんで読書をしようとする態度」や「読書に親しみ、ものの見方や考え方を広げようとする態度」を育成することを目標に、各教科をはじめ、道徳・総合的な学習の時間・特別活動などを通して学校図書館を活用した読書活動を推進しています。

### 【文部科学省の学校図書館整備施策】

文部科学省は、学校図書館の充実に向けて、令和4年度から新しい第6次「学校図書館図書整備5か年計画」（令和4年度から令和8年度）を策定しました。

この計画では、①学校図書館図書の整備（学校図書館図書標準[[\\*用語解説 P.33 参照](#)]の達成と計画的な図書の更新）、②学校図書館への新聞配備（発達段階に応じた複数紙配備）、③学校司書の配置（学校司書の配置拡充）の3つが図られることを目的としています。

本市においては、この計画の目的に沿った学校図書館の整備・充実に努めます。



## (1) 学校の取組

### 「読書センター」機能の更なる発展

#### 【目標1】学校図書館が中心になり学校における読書活動を多様に展開します。

- 異校種間・異学年間の連携などによる取組を推進します。
- 読書活動を推進している地域の団体などの協力を得て、特色ある取組を展開します。
- 中学生向けの効果的な読書指導方法の検討を進めます。
- 読書の面白さを知った子どもたちに対し、さらに読書の幅を広げるための指導や取組を充実させます。
- 多様な取組事例についての広報・情報発信活動を進めます。
- 「学校図書担当者・学校図書ボランティア連絡会議」において、各学校の取組について情報交換や意見交換を行い、自校の取組の充実を促します。

#### 【目標2】読書活動推進の拠点として学校図書館を活用します。

- 「読書だより」・「学校図書館だより」などの発行を通じ、家庭向け・地域向けの発信を行います。
- 「子ども読書の日（4月23日）」[\[\\*用語解説 P.34 参照\]](#)などに合わせた地域・家庭向けのキャンペーンやイベントを実施します。
- 学校図書館が窓口となり、地域の団体や市立図書館などとの連携を推進します。

### 「学習・情報センター」機能の更なる発展

#### 【目標】「学び方を学ぶ場」として学校図書館の整備を進めます。

- 各教科などにおける言語活動や本を使用した調べ学習の取組を充実するため、学校図書館の効果的な活用方法などについての調査研究を進めます。
- 学校司書や司書教諭などによる図書館利用指導の手法をさらに発展させるため、子どもたちの情報活用能力を育てる効果的な指導方法について研究を進めます。
- 情報教育と連携した学校図書館活動の効果的な取組を推進します。
- 児童生徒が現実社会の諸問題を多面的に考察し、公正に判断する力を身に付けるため、



複数の新聞配備に努めます。

- 新聞を活用した授業を支援するため、子どもにかかわる新聞を図書館への掲示や新聞作りに関する図書の整備などの環境づくりに努めます。
- 各種事典、図鑑、データブック、年鑑などの参考図書や郷土資料を整備します。

## 学校図書館を活用した子どもの居場所づくりの実現

**【目標1】「いつでも開いている図書館」「必ず誰かいる図書館」の実現を目指すとともに、「心の居場所」となる学校図書館づくりを進めます。**

- 学校司書や司書教諭・図書ボランティアなど、大人が休み時間や放課後にいて、子どもの読書相談に応じることができる環境づくりを推進します。
- 子どもたちによる図書委員会活動を活性化し、学校図書館運営に主体的に参画させます。
- 自由な読書のためのスペースの設置や図書、資料のディスプレイを工夫します。
- 夏休みや冬休みの長期休業中でも学校図書館が利用できるよう学校図書館開放を進めます。

**【目標2】放課後の学校図書館を地域の子どもたちに開放できる環境づくりを進めます。**

- 放課後児童クラブに加え・放課後子ども教室への図書館資料の団体貸出を検討します。
- スクールバス通学児童生徒が放課後の待ち時間に、学校図書館を利用できるよう努めます。

## 学校における組織的な推進体制の整備

- 学校図書館の重要性について共通理解を深め、司書教諭を中心に、すべての教員や学校司書などが、適切な役割分担の下、協力して学校図書館を充実させるよう努めます。
- 学校の教育目標や経営方針の策定に際し、学校図書館の位置付けを明確にします。
- 蔵書整備に当たっては、司書教諭や担当教諭・学校司書が中心となり、教職員や子ども、図書ボランティアの声をアンケートなどで集約し、図書の選定に反映させるよう努めます。

## (2) 図書館の学校支援

### 読書習慣の確立と読書指導の充実への支援

市立図書館は、小中学校の児童生徒の読書習慣の確立と、学校司書・司書教諭・学校図書館担当教諭の読書指導の充実の支援に努めます。

- 学級文庫への団体貸出、移動図書館車「こぐま号」の巡回などにより、図書資料の提供を行います。
- 調べ学習や各教科の学習を支援するため、図書館が要望のあった図書を学校まで搬送して提供する学習支援サービスについて、一層の周知に努めます
- 図書館の学校支援の質的向上を図るため、図書館に教科書を所蔵します。
- 図書館員による小学校の学級訪問[\*用語解説 P.33 参照]を行い、図書館の利用法、ブックトーク[\*用語解説 P.36 参照]、ストーリーテリング[\*用語解説 P.35 参照]などにより、読書意欲の啓発と児童生徒の図書館利用を促す取組を実施します。
- 学校司書や学校図書館担当教諭などの「読み聞かせ研修会」など研修事業への参加を促進します。
- 図書館資料の充実のため、学校図書館担当教諭などに対し、児童書展の開催など選書機会の提供や、図書購入の助言や情報提供を行います。
- 特別支援学級への図書の定期的な貸出をはじめ、特別な教育的支援を必要とする子どもの読書活動への支援を一層進めます。
- 夏休みと冬休み前に小学校の低学年・中学年・高学年向けに3種類のブックリストを発行するとともに、さらに充実したリストを発行するよう努めます。
- 図書館見学を積極的に受け入れます。
- 「小・中学生の読書感想文コンクール」への応募を勧めます。
- 図書館をより身近なものに感じてもらうため、職場体験やインターンシップ、「1日図書館員」の受け入れを行います。
- 市立図書館と学校司書・図書館担当者との連絡会議を定期的に行います。
- 市立図書館の除籍本を有効活用し、学校図書館へ提供します。
- 学校でのビブリオバトル[\*用語解説 P.35 参照]普及のため、講習会を開催します。
- 本の修理法の指導や、学校図書館のレイアウトやディスプレイ・排架などについてアドバイスや助言を行い、学校図書館の環境整備に協力します。
- 「GIGAスクール構想」の施策により、1人1台端末と、高速大容量通信ネットワークが一体的に整備されたことから、学校での電子図書館「デジタル分館」の利用促進と一層の周知と電子資料の充実に努めます。

### (3) 読書環境の整備充実

#### 環境整備・支援の推進

学校図書館活動を推進する上で、学校図書館の環境整備やソフト面での支援は不可欠です。学校図書館は、子どもの様々な興味・関心、教員の幅広いニーズなどに応えながら、適切な指導やサービスを行っていかねばなりません。

その業務には相当の専門性が求められることから、条件整備・支援に当たっては、多様かつ専門的・技術的な要求にも十分対応できるだけの体制を構築していくことが重要となります。

学校図書館の環境整備状況については、小・中学校における図書整備の目標である「学校図書館図書標準」を達成できるように、年次的、計画的に整備する必要があります。(令和4年度末での達成状況：小学校8校中8校、中学校5校中5校)

また、蔵書や読書スペースなど図書室の整備状況には学校間で差があることから、改善を図っていく必要があります。

人的体制については、12学級以上の学校に司書教諭を配置していますが、司書教諭(未配置校では学校図書館担当教諭)も他の教諭と同様に学級において教科指導を行い、また、学校図書館の専任ではなく、図書館業務以外にも様々な校務を抱える中で教科時数も増加するなど、学校図書館業務に十分な時間を確保することがさらに難しくなりつつあります。

このような現状と課題の中で、学校図書館の更なる活用を図るためには、専門的な知識・技能を有する学校司書の配置が不可欠です。

平成27年に「学校図書館法」が改正され、第6条において、「学校司書」は「専ら学校図書館の職務に従事する職員」と位置づけられました。

学校司書は、図書の貸出・返却・目録の作成などの実務のほか、資料の選書・収集や、図書の紹介、レファレンスへの対応、図書館利用のガイダンスなどを行い、子ども読書活動を支援することが求められています。

#### 【目標1】学校司書の活動の支援

➤ 登別市では、平成25年度から学校司書の配置を始め、平成29年度から全小学校(8校)に4名の学校司書が一人2校を担当するかたちで配置されています。

中学校においては、令和3年度よりモデル事業として中学校2校に学校司書1名を配置し、令和5年度からは新たにもう1名追加配置しました。

学校司書の配置による効果が顕著なことから、今後もその充実を図ります。

#### 【目標2】地域や図書館との連携の強化

➤ 学校図書館の充実にあたっては、図書ボランティアの活用と確保や、市立図書館の資源・機能をいかに活用していくかが重要となることから、地域や市立図書館との連携

を図ります。

## 5 図書館

市立図書館は、登別市における子ども読書活動の拠点として、子ども読書活動を推進します。図書館は、読書活動と資料に関する専門機関であり、読書活動を推進するうえで中核的役割を担うとともに、家庭・地域・幼稚園・認定こども園・保育所・学校などと連携・支援し、充実した読書活動を展開します。

### 読書活動と資料に関する専門機関の役割の充実

#### 【目標1】図書・資料の充実に努めます。

登別市における子ども読書活動の拠点にふさわしい魅力ある書架と蔵書を構築します。

- 長年にわたり読み継がれてきた定評のある基本図書はもとより、年齢層に応じた良質の本や絵本、紙芝居などの収集・提供・保存に努めます。
- 基本図書については、複本で揃えるほか、傷みや色褪せなど劣化したものは買い替えを進めます。
- 絵本や児童図書・ティーンズ本[\*用語解説 P.35 参照]について、専門機関に求められる図書館奉仕を向上させるため調査・研究に努めます。また、専門研修への参加や司書としての自己研鑽に努めます。
- 学校の総合的な学習などを支援するため、関連資料の収書や複本での所蔵など一層の充実に努め、学校・児童生徒のニーズに積極的に対応します。
- 「お薦め本コーナー」や「課題図書コーナー」の充実に努めます。
- 中高生へ「ティーンズ本コーナー」の周知と蔵書の充実に努めます。
- 小学生向けの「ブックリスト」を夏休み・冬休みの2回、学年に応じ発行します。
- 図書館で除籍した資料の有効活用を図ります。
- 子ども向けの郷土資料は、量的に不足しているため、図書館が中心となって資料作成に努めます。また、郷土関連のブックリストの作成に努めます。
- オーディオブック[\*用語解説 P.33 参照]の収集・提供を検討します。

#### 【目標2】デジタル社会に対応した読書環境の整備に努めます。

- 電子図書館「デジタル分館」の資料の充実と利用促進のための周知に努めます。
- 図書館が導入している新聞や事典・辞書のオンラインデータベースの周知に努めます。
- 郷土資料のデジタル化に努めます。
- 図書館情報システムでは「学習件名索引」「教科書単元検索」などが使用できることか

ら、効果的な利用法の開発に努めます。

- 図書館ホームページの子ども用ページを開設します。

### 【目標3】子どもが身近に利用できる読書環境づくりを推進します。

- 家庭文庫・地域文庫などの開設を資料の提供などで支援します。
- 配本所の児童書や紙芝居など蔵書の充実を図るとともに、蔵書構成全般の見直しを行います。
- 児童館（児童センター）や子育て支援センターなどへは、図書館からの団体貸出や移動図書館車「こぐま号」の巡回により、資料の提供の充実を図ります。
- 移動図書館車「こぐま号」の巡回については、ニーズに対応し弾力的に運用し、さらなる充実に努めます。
- しんた21などの施設には図書館で除籍した図書を提供し、図書コーナーの拡充に努めます。また、蔵書の頻繁な更新に努めます。
- 図書館員が学校・幼稚園・認定こども園・保育所などを訪問し、ブックトークやストーリーテリングなどを行うとともに図書館の紹介をします。

### 【目標4】読書に係る情報提供や読書活動啓発を進めます。

- 「じどうしつだより」や新着図書案内を毎月発行し、おすすめ本や出版情報を提供します。
- 児童図書や読書についての啓発資料を揃えます。
- 「子どもの本の相談室」の周知に努め、保護者からの読書相談に積極的に応えます。
- 児童図書や読み聞かせについての研修会や特集ロビー展示を開催します。
- 絵本作家の原画展や講演会・ワークショップを実施します。
- 小学生から高校生までを対象にした「おすすめ本のPOP展」[\*用語解説 P.36 参照]、や「POPコンテスト」を開催します。
- おはなし会や童謡などをボランティアの協力を得て実施します。
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」[\*用語解説 P.34 参照]、秋の「読書週間」などに、子ども読書活動の啓発や普及につながる事業を意欲的に展開します。
- 「年長児の読書感想画展」、「小・中学生の読書感想文コンクール」を実施します。
- 公益財団法人「図書館振興財団」が主催している『図書館を使った調べる学習コンクール』の優秀作品展を開催するとともに、市内の児童へ参加を促します。

### 【目標5】図書館の利用法や資料の使用法の周知に努めます。

- 「図書館ツアーと利用者ガイダンス」などを実施し、本の探し方や並び方の紹介、図書館の事業や利用案内の周知に努めます。
- 図書館が導入している新聞や百科事典のデータベースの周知に努め、利用の促進を図るとともに、データベースの使い方を紹介する講座を開催します。

### 【目標6】障がいなどで図書館を利用しにくい子どもの読書活動を支援します。

- 「みなサーチ（国立国会図書館障害者用資料検索）」[\*用語解説 P.36 参照]に参加し、視覚障がい者用サービスの充実と迅速化・効率化を図ります。
- さわる絵本や布絵本、大型絵本や大型紙芝居紙の充実に努めます。
- 電子図書館「デジタル分館」は、「視覚障がい者向け利用支援サイト」により、画面を音声で読み上げるスクリーンリーダーを利用できます。スクリーンリーダーによる音声読み上げに対応した電子書籍の充実に努めます。
- オーディオブックの収集・提供を検討します。
- 図書館における障がい者サービスについての研修会を実施します。また、障がいのある子どもの読書活動のあり方について理解を深めるため、図書館員が研修に積極的に参加するよう努めます。

### 【目標7】ボランティアとの協力・連携を図ります。

図書館や地域でおはなし会活動、読書活動を行っている団体や学校図書館ボランティアを支援するとともに、地域の読書活動支援者の養成を図り、活動する場の提供や相互の交流を支援します。

- 図書ボランティアのスキルアップのための「読み聞かせ研修会」を開催します。
- 「学校図書担当者・図書ボランティア連絡会議」の開催を通じて、図書ボランティアや学校図書館ボランティアの交流や意見交換を図ります。
- ボランティアと協力して、読み聞かせや童歌、手あそび、手づくり工作などの図書館行事を開催します。
- 「登別市立図書館市民活動サポーター」の充実を図り、ボランティアが交流できる組織や場を設けます。

### 【目標8】より効果的なブックスタートに。

平成28年度より4か月健康診断時にブックスタートを実施しています。

また、母子健康手帳交付時に、『おすすめ！マタニティ絵本』リーフレットを配布しています。

- ブックスタートは、子どもに対して初めて読書の大切さを伝える事業であることから、職員のスキルアップに努めるほか、実施方法や会場などの検証を行い、より事業効果があがるように努めます。

### 【目標9】ライブラリースタートの周知と配布率の向上を図ります。

平成27年度より3歳児とその保護者を対象にライブラリースタートを実施しています。ライブラリースタートは、子どもに本を選ぶという機会を提供するとともに、図書館が行っている事業や利用法を紹介し、今後の図書館利用に繋げるという登別市独自の事業です。

- ライブラリースタートは、今後の図書館利用につながるほか、子どもに対して本を選ぶ機会を提供する事業であることから、一層の事業の周知に努めるとともに、実施方

法についての検証を行い、配布率の向上を図ります。

## 第4章 計画の効果的推進に向けて

### 1 関連機関との連携・協力

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域・幼稚園・認定こども園・保育所・学校・図書館が連携を深め、相互に協力することが不可欠です。

市立図書館はその中核施設として、こうした活動への支援や助言・研修機会の提供・情報の提供などを行います。

- 「学校図書担当者・学校図書ボランティア連絡会議」の開催や、学校司書との定期的な会合を設け、情報交換と連携に努めます。
- 子ども読書活動の施策や資料などについて、最新の動向や優れた先行事例などの情報を得るため、国の動向の把握や北海道立図書館、国立国会国際子ども図書館[\*用語解説 P.34 参照]などとの情報交換や連絡調整に努めます。

### 2 取組の検証体制の整備

本計画の取組の実施及び進捗の状況については、「学校図書担当者・学校図書ボランティア連絡会議」などで情報交換を行うほか、計画に基づく図書館の学校対象事業は、ホームページで取組を公表します。

さらに、取組の進捗状況は、毎年、図書館協議会に報告します。

### 3 啓発・普及活動の充実

#### (1) 保護者への取組

子どもの読書への意欲は、保護者の読書欲と密接に関連しているといわれています。このため、保護者に対して、子どもの読書の意義を理解してもらう啓発活動や、保護者本人への読書の興味を高める活動をする必要があります。

- 毎年開催している「文化講演会」や「読み聞かせ研修会」などのほか、絵本や童歌の講座などを実施しているボランティアと連携し、保護者に対して読書の動機付けとなる事業を実施します。
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」、秋の「読書週間」に、絵本作家の講演会など啓発や普及につながる事業を実施します。
- 読書の啓発普及事業として、作家特集やテーマ別文学特集、「調べる学習コンクール」優秀作品展、図書のリサイクル市など、図書館でのロビー展示を実施します。



- ブックスタートやライブラリースタートにより、保護者に対し読書の大切さを伝えます。

## (2) 子どもへの取組

- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」は、子どもに対しての読書の楽しさや大切さを伝える啓発・普及活動の期間です。絵本の原画展やワークショップなどを開催します。
- 図書館のロビーや児童室で、子どもたちが気軽に本を手にとれるような展示を行います。
- 「年長児の読書感想画展」、「小・中学生の読書感想文コンクール」を今後も実施します。
- 公益財団法人「図書館振興財団」が主催している『図書館を使った調べる学習コンクール』への、市内の児童生徒の参加を促します。

## 4 広報活動の充実

### (1) 事業や取組の周知

子どもや保護者に子ども読書活動の意義や読書の楽しさを認識してもらうとともに、図書館が行っている各種の事業や取組・サービスを、より多くの市民に周知するため広報活動の充実に努めます。

- 保護者へ「子ども読書」の意義や読書啓発のためのパンフレットなどの作成に努めます。
- 図書館で毎月発行している「じどうしつだより」の内容の充実に努めます。
- 図書館ホームページの「子ども用ページ」の内容を拡充します。
- 市の公式LINEアカウントを活用するなど SNS[\*用語解説 P.33 参照]を利用した広報の拡充に努めます。

### (2) 図書情報の提供

子どもに、基本図書や優良な図書、年齢や成長過程に合った図書の情報提供に努めます。

- 図書館で毎月発行している「図書館通信」や「新着児童書案内」の充実に努めます。
- 「広報のぼりべつ」で図書館の新着図書の情報提供を行います。
- 夏休み・冬休み前に、小学校に配布しているブックリストの充実に努めます。
- 1歳児から就学前の児童を対象にしたブックリストの作成・配布に努めます。
- 「おはなし会」で紹介した本のリストを図書館ホームページに掲載します。
- ライブラリースタートの「おすすめ本リスト」の質の向上に努めます。

## 5 子どもに係わる関係者の資質の向上

子どもの読書活動の推進を図るためには、子どもの本や読書案内などについて、専門的知識と経験を有する司書の配置や養成が不可欠です。

司書資格を有する者の図書館への配置、小中学校への学校司書の活動の支援に努めます。

また、専門的人材の育成のため、図書館員や学校司書の専門研修への参加や自己研鑽ができる環境づくりに努めます。

また、教師や保育士など子どもと係わる大人への、子ども読書への理解を深めてもらう活動も必要です。そのための研修や広報活動に努めます。

## 6 ボランティアの育成と確保

能力と意欲を持つボランティアを育成することは、図書館・学校・幼稚園・認定こども園・保育所・公共施設など登別市全域で、読み聞かせをはじめとした子ども読書活動の力強い推進役になります。

図書館や地域でおはなし会活動、読書活動を行っている団体や学校図書館ボランティアを支援するとともに、地域の読書活動支援者の養成を図り、活動する場の提供や相互の交流を支援します。



# 資料編





## 第3次計画における取組の成果と課題

### 1. 家庭での本との出会い

第3次計画での目標	取組と成果
<b>家庭における読書習慣の形成づくり</b>	
・本の情報提供・読書相談を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに「おすすめ本ブックリスト」のコンテンツを設け、就学前のこども向けおすすめ絵本」リストなどを掲載しました。</li> <li>・「広報のぼりべつ」で新着の児童書を紹介しています。</li> </ul>
・保護者への読書啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブックスタートとライブラリースタートを実施し、保護者への読書啓発を行いました。</li> <li>・ライブラリースタートのおはなし会を開催し、読書啓発を行いました。</li> </ul>
・絵本への興味・関心を喚起する事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本作家の講演会やワークショップ・各種ロビー展示など、絵本への興味・関心を喚起する事業を実施しました。事業で取り上げたものと同じテーマの図書貸出が増加することから、絵本等への関心を高める機会として一定の成果を上げています。</li> </ul>
・基本図書の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損や色褪せなどによる劣化した基本図書や良書の買い換え・買い増しを進めました。</li> <li>・大型絵本の充実に努めました。</li> </ul>
<b>今後の課題・改善点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに本を選ぶ機会を提供するライブラリースタートの周知に努めます。</li> <li>・事業で取り上げた図書の貸出が増加することから、機を捉えた読書活動につなげるため複本を検討する必要があります。</li> </ul>

### 2. 地域力を生かした取組

第3次計画での目標	取組と成果
<b>子どもがいつでもどこでも読書に親しめる環境づくり</b>	
・子どもが身近に利用できる読書環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館（児童センター）や子育て支援センターへ、図書館からの図書の搬送（団体貸出）や「こぐま号」の巡回により、読書環境の充実に努めました。</li> <li>・アーニスや市民活動センターなどの施設に、図書のリサイクルコーナーを設置しています。</li> <li>・新型コロナウイルスにより外出が抑制される中で、貸出冊数無制限の試行、「おすすめ本セット」の提供、「電子図書館（デジタル分館）」の開設など、コロナ禍での読書環境の充実に努めました。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での読書活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童施設や関連団体に図書館の除籍資料を提供しました。</li> <li>・団体貸出は4か月間200冊と他市より長期間で多くの冊数を設定し便宜を図っています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアと連携し活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館ボランティアの方も参加できる「読み聞かせ研修会」を開催しました。</li> <li>・毎年「学校図書担当者・学校図書ボランティア連絡会議」を開催し、情報交換を行いました。</li> <li>・個人でも活動できる「図書館市民活動サポーター」が発足しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分館・配本所の機能の強化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての配本所に「アイヌ図書」コーナーを設置し、知里幸恵など本市にゆかりのある人物の児童書を配備しました。</li> <li>・分館及び各配本所においても、予約やリクエストの受付など、本館と同様のサービス機能を提供しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に根付いた図書館サービスを展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「年長児の読書感想画展」、「小・中学生の読書感想文コンクール」を実施しました。</li> <li>・西いぶり3市による広域図書館ネットワークにより、利用者の利便性が向上しています。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>今後の課題・改善点</b></p>	<p>子どもが身近に利用できる読書環境づくりのため、分館や配本所機能、3市広域図書館についての周知が必要です。また、読書環境を充実させるため、図書館で除籍した資料を地域に提供する取組を継続します。</p>

### 3. 幼稚園・保育所

第3次計画での目標	取組と成果
<b>子どもが本と出会い、本に触れる機会の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児が本に触れる機会を増やすよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育所自身の図書コーナーに加え、図書館からの団体貸出や移動図書館車「こぐま号」の巡回によって本に触れる機会の充実に努めました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への情報提供と読書啓発に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館が発行する「じどうしつだより」を配布し、新刊本やおすすめ本の情報提供を行いました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教諭・保育士の研修に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症もあり、令和元年以降「読み聞かせ研修会」を実施できませんでした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館と連携し読書活動推進に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館主催の「年長児（5歳児）の読書感想画展」を実施しました。</li> <li>・幼稚園・保育所の園児に合ったブックリスト「4・5歳の子におすすめの絵本」を作成しホームページに掲載しました。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>今後の課題・改善点</b></p>	<p>必要に応じて図書コーナーの整備や書架の工夫についての支援に取り組む必要があります。また、幼稚園教諭や保育士の研修会への参加を促すとともに、これまで以上に多くの幼稚園・保育所が図書館見学するよう促進します。</p>

## 4. 学校

### ①学校の取組

第3次計画での目標	取組と成果
<b>「読書センター」機能の更なる発展</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校図書館が中心になり学校における読書活動を多様に展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書ボランティアと連携した読み聞かせ等を実施できました。</li> <li>読書通帳や図書委員が行う読書イベント等によって、読書の日常化を図りました。</li> <li>季節やイベントに合わせた「おすすめ本」コーナーを設置し、多種多様な本を紹介しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>読書活動の拠点として学校図書館を活用します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「図書室だより」等を発行して情報を発信しました。</li> <li>団体貸出やこぐま号の利用など、市立図書館との連携が深められました。</li> <li>一方、異校種間交流、地域開放型学校図書館の運営方法の検討などには至りませんでした。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>今後の課題・改善点</b></p>	<p>学年によって学校図書館の利用に大きな差があることから、学年ごとのニーズに合った選書が重要です。</p>
<b>「学習・情報センター」機能の更なる発展</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「学び方を学ぶ場」として学校図書館の整備を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館利用のオリエンテーション等を実施し、図書館資料を利用した調べ学習の方法等も指導しました。</li> <li>複数の新聞を配置するとともに、新聞を活用した掲示などを行いましたが、雑誌、DVDなどの整備には至りませんでした。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>今後の課題・改善点</b></p>	<p>調べ学習に必要な資料をさらに充実させ、すぐれた図書資料とインターネットの情報を組み合わせた学習を推進できる体制づくりが必要です。</p>
<b>学校図書館を活用した子どもの居場所づくりの実現</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「いつでも開いている図書館」「必ず誰かいる図書館」の実現を目指すとともに、「心の居場所」となる学校図書館づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校司書の勤務日以外でも、図書委員会や当番などで貸出等の対応をするなど「誰かがいる図書館」に近づいています。</li> <li>また、装飾やテーマ展示など、児童にとって居心地のいい環境を整えました。</li> <li>夏休み、冬休みの長期休業中に図書室開放を行いました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後の学校図書館を地域の子供たちに開放できる環境づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後の学校図書館の開放に関しては、防犯の問題などがあり、達成できませんでした。</li> </ul>



<p>今後の課題・改善点</p>	<p>今後は、子どもたちが学校図書館の運営に参画するための取組が重要となります。 また、長期休業中の開放については利用状況などを検証し、今後の体制やシステム構築に向けて検討することが必要です。</p>
<p><b>学校における組織的な推進体制の整備</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内における学校図書館の重要性についての共通理解と協力体制の構築</li> <li>・学校の教育目標や経営方針への学校図書館の明確な位置づけ</li> <li>・効果的な選書による蔵書整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館の重要性について、教職員の共通理解が深まりました。</li> <li>・学校の経営方針の中では読書活動に重点が置かれています。</li> <li>・一部の学校では児童の意見を選書に反映することができています。</li> </ul>
<p>今後の課題・改善点</p>	<p>今後も連絡会議等での情報交換を深め、効果的な選書を進める必要があります。</p>

## ②図書館の学校支援

第3次計画での目標	取組と成果
<p><b>読書習慣の確立と読書指導の充実への支援</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館による学校図書館への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が市立図書館に申込み、「こぐま号」などで届ける資料搬送提供サービスを行っています。</li> <li>・図書館の学校支援の質的向上を図るため、図書館に教科書を所蔵しました。</li> <li>・学校司書も参加する研修会を開催しました。</li> <li>・図書館資料の充実のため、児童書展を開催しました。</li> <li>・夏休みと冬休み前に小学校に学年に応じた3種類のブックリストを発行しました。</li> <li>・図書館児童担当と学校司書の連絡会を開催しました。</li> <li>・図書館員による学級訪問は行えませんでした。</li> </ul>
<p>今後の課題・改善点</p>	<p>連絡会議等で学校のニーズを的確に捉え、各校に応じた支援を充実させることが重要です。</p>

### ③読書環境の整備充実

第3次計画での目標	取組
<b>環境整備・支援の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校司書の配置の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度から段階的に学校司書の配置を進め、現在は1名が2校を担当する形で、全8小学校に4名を配置しています。</li> <li>1校につき週2～3回づつ業務にあたっており、書架のレイアウトや展示等への工夫により、利用児童数、貸出冊数ともに大幅に増加しています。</li> <li>・学校司書、司書教諭、図書担当教諭、図書ボランティア、市立図書館司書の合同による連絡会議等、情報交換や研鑽に努めています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校への学校司書の配置の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年10月よりモデル校2校へ1名の学校司書を配置し、現在は1名が2校を担当する形で、4中学校に2名を配置しています。</li> <li>小学校と同様、1校につき週2～3回づつ業務にあたっており、書架のレイアウトや展示等への工夫などの環境整備や図書館利用についての業務に当たっています。</li> </ul>
<p><b>今後の課題・改善点</b></p>	<p>学校司書や司書教諭の研修機会の充実に努めます。また、学校図書館の整備へ市立図書館から助言やアドバイスを行うとともに、学校・市立図書館それぞれの長所を相互に取り入れた環境整備を研究する必要があります。</p>

## 5. 図書館

第3次計画での目標	取組と成果
<b>読書活動と資料に関する専門機関の役割の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書・資料の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本図書の収集・複本所蔵、買い替えを進めました。</li> <li>・お薦め本や課題図書のコーナーのほか、中高生を対象とした「ティーンズコーナー」を開設しました。</li> <li>・小学生向けの「ブックリスト」を夏休み・冬休みの2回、学年に応じ3種類発行しました。</li> <li>・「アイヌ資料収集事業」により知里幸恵など登別ゆかりの人の資料（児童書）を揃えました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報化とデジタル化への対応に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子図書館『デジタル分館』を開設しました。</li> <li>・調べ学習用の電子図書や音絵本・朗読紙芝居などのコンテンツを揃えました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが身近に利用できる読書環境づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館（児童センター）や子育て支援センターへ定期的な図書の搬送、「こぐま号」の巡回を行いました。</li> <li>・しんた21などの施設に除籍図書を提供しました。</li> <li>・図書館の除籍資料を小学校の学級文庫や児童館、ボランティアなどへ提供しました。</li> <li>・配本所の児童書の充実に努めるとともに、すべての配本所にアイヌ関連の児童書を配置しました。</li> <li>・新型コロナウイルスにより外出が抑制される中で、貸出冊数無制限の試行、「おすすめ本セット」の提供、「電子図書館（デジタル分館）」の開設など、コロナ禍での読書環境の充実に努めました。</li> <li>・図書除菌機を導入し、利用者が安全・安心に図書館資料を利用できるように努めました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書に係る情報提供や読書活動啓発を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「じどうしつだより」や新着案内を毎月発行しました。</li> <li>・「子どもの本の相談室」を運営しました。</li> <li>・児童書や読み聞かせについての研修会や特集ロビー展示を開催しました。</li> <li>・「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」秋の「読書週間」などに、講演会や講座、ワークショップ、原画展を開催しました。</li> <li>・「年長児の読書感想画展」「小中学生の読書感想文コンクール」を実施しました。</li> <li>・『図書館を使った調べる学習コンクール』の優秀作品展を開催しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館の利用法や資料の使用法の周知に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「図書館ツアーと利用者ガイダンス」は参加者の減少もあり実施しませんでした。内容や周知法を検証するとともに新規の事業を検討します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいなどで図書館を利用しにくい子どもの読書活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアから布絵本を寄贈していただいています。</li> <li>・大型絵本や大型紙芝居の整備に努めました。</li> <li>・盲人用郵便物（無料）の郵送ができる第4種郵便の施設登録を行い、運用しました。</li> </ul>

<p>・ボランティアとの協力・連携を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書ボランティアのスキルアップのための「読み聞かせ研修会」を開催しました。</li> <li>・ボランティア団体の協力を得て、おはなし会や講座を実施しました。</li> <li>・「図書館市民活動サポーター」を発足させました。</li> </ul>
<p>・より効果的なブックスタートに。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブックスタートの配布図書について見直しを行いました。</li> </ul>
<p>・ライブラリースタートの周知と配布率の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こぐま号や分館・配本所にも見本図書を用意し受付するようにしたほか、「ライブラリースタートのおはなし会」を始めました。</li> </ul>
<p>今後の課題・改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館が中心となり、子ども向けの郷土資料の作成に努めます。また、郷土に関する資料のブックリストを作成します。</li> <li>・障がいのある子どもの読書活動を支援するため、アクセシビリティに対応した「デジタル分館」の資料の充実や国立国会図書館「みなサーチ」によるサービスを開始します。</li> </ul>

## 計画の効果的推進に向けて

第3次計画での目標	取組と成果
<b>1. 関連機関との連携・協力</b>	
図書館は中核施設として、家庭・地域・幼稚園・保育所・学校との連携と相互協力を努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回「学校図書担当者・学校司書・学校図書ボランティア連絡会議」を開催するほか、定期的な学校司書との会合を行ない、情報交換と連携を進めました。</li> <li>・子ども読書活動の施策や資料などについて、最新の動向や優れた先行取組の事例、電子書籍などの情報を研究し、北海道立図書館などとの情報交換を行いました。</li> </ul>
<b>今後の課題・改善点</b>	学校と市立図書館との情報交換を進め、相互の特色を理解して補完し合える体制整備を検討する必要があります。また、道立図書館や他市町村で開催される研修等の機会を有効に活用することも必要です。
<b>2. 取組の検証体制の整備</b>	
取組の実施について検証し、進捗状況を報告・公表します。	計画に基づく図書館の学校対象事業は、ホームページでその取組を公表しました。さらに、取組の進捗状況は、毎年、図書館協議会に報告しているほか、本計画策定に向けて検証を行いました。
<b>今後の課題・改善点</b>	それぞれの取組について検証を行い、結果を発信していくことが重要です。今後も毎年の検証・評価を行うことが必要です。
<b>3. 啓発・普及活動の充実</b>	
(1) 保護者への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読み聞かせ研修会を毎年開催しているほか、子ども読書の日やこどもの読書週間、秋の読書週間に合わせて、絵本作家の講演会などの事業を実施しました。</li> <li>・読書の啓発普及事業として、作家特集やテーマ別文学特集、「調べる学習コンクール」優秀作品展、図書のリサイクル市など、図書館でのロビー展示を実施しました。</li> <li>・保護者に対し読書の大切さを伝えるため、ブックスタートやライブラリースタート事業に取り組みました。</li> </ul>
(2) 子どもへの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども読書の日やこどもの読書週間に、絵本の原画展やワークショップなどの事業を実施しました。</li> <li>・図書館のロビーや児童室で、子どもたちが気軽に本を手にとれる展示を行いました。</li> <li>・毎年、年長児の読書感想画展と小・中学生の読書感想文・感想画コンクールを実施しています。</li> <li>・公益財団法人「図書館振興財団」が主催している『図書館を使った調べる学習コンクール』への、市内の児童生徒の参加を促しました。</li> </ul>
<b>今後の課題・改善点</b>	これまでの取組を継続しながら、読書の裾野を広げるための新たな視点やアプローチから事業を展開していくことも必要です。

4. 広報活動の充実	
(1) 事業や取組の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの本の相談室」を開設し、読書啓発に取り組みました。</li> <li>・図書館で毎月発行している「じどうしつだより」の内容等を刷新するとともに、図書館ホームページの子ども用ページを拡充しました。</li> <li>・毎月、広報「のぼりべつ」で新刊図書の紹介を掲載するなど、広報を工夫しています。</li> </ul>
(2) 図書情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館で毎月発行している「新着図書案内」と「図書館通信」の内容を刷新し、図書情報を発信しています。</li> <li>・夏休み・冬休み前に、小学校にブックリスト[*用語解説P49参照]を配布しています。</li> <li>・1歳児から就学前の児童を対象にしたブックリストを作成し配布にしました。</li> <li>・「おはなし会」で紹介した本のリストを図書館ホームページに掲載しています。</li> </ul>
今後の課題・改善点	興味を惹きつける広報となるよう、内容やレイアウト等を随時工夫した情報発信に努める必要があります。
5. 子どもに係わる関係者の資質の向上	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的人材の育成と資質の向上のため、研修への参加や自己研鑽のできる環境づくりに努めるほか、教師や保育士への研修に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回、学校図書担当者や学校司書、学校図書ボランティアを対象とした連絡会議を開催しているほか、幼稚園教諭や保育士を対象とした読み聞かせ研修会を開催しています。</li> </ul>
今後の課題・改善点	参加者のニーズを反映した会議・研修内容となるよう工夫するとともに、日程等にも配慮して進める必要があります。
6. ボランティアの育成と確保	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書ボランティアを支援するとともに、地域の読書活動支援者の養成を図り、活躍する場の提供や相互の交流を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月定期的にボランティアによる読み聞かせ会などを開催しています。また、図書ボランティアによる講座等の企画提案を受けて事業を実施しました。</li> </ul>
今後の課題・改善点	関係機関などとも連携し、ボランティアが活躍する場を提供することにより、持続的な活動を支援する必要があります。

## 第3次計画期間中の学校図書館の利用状況と蔵書数の推移

### ①月別貸出冊数と利用人数

#### 小学校

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年比
冊数	H30	2,820	4,650	4,964	6,055	2,638	3,893	4,425	5,574	5,573	2,321	4,581	1,482	48,976	-
	R1	3,539	4,424	4,783	7,175	1,703	4,605	5,442	4,693	5,967	2,303	3,289	1,429	49,352	100.8%
	R2	1,428	1,620	5,957	6,208	5,849	5,297	5,934	7,354	6,564	3,561	5,946	2,317	58,035	117.6%
	R3	5,369	2,705	5,393	6,272	1,663	5,017	5,977	5,593	5,542	2,059	5,858	1,584	53,032	91.4%
	R4	3,543	4,442	4,576	6,777	1,283	3,607	4,258	4,378	5,478	1,152	4,184	1,888	45,566	85.9%
人数	H30	922	3,281	3,312	2,853	1,137	2,413	2,866	3,478	2,490	1,181	2,833	422	27,188	-
	R1	1,194	2,811	3,160	3,064	832	2,837	3,332	2,932	2,650	884	2,023	56	25,775	94.8%
	R2	239	400	3,867	3,873	3,246	3,355	3,535	4,548	3,014	1,452	3,504	1,059	32,092	124.5%
	R3	2,385	1,763	3,307	2,529	571	2,997	3,449	3,084	2,330	708	2,881	906	26,910	83.9%
	R4	1,006	2,700	2,927	2,708	668	2,132	2,502	2,420	2,218	542	2,390	669	22,882	85.0%

#### 中学校

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年比
冊数	H30	128	426	465	504	274	274	494	546	198	189	277	51	3,826	95.8%
	R1	334	270	484	522	189	223	350	414	510	397	251	60	4,004	104.7%
	R2	262	36	273	230	135	196	139	254	290	312	174	75	2,376	59.3%
	R3	236	173	486	403	321	201	344	411	436	155	100	19	3,285	138.3%
	R4	450	268	478	483	279	345	475	328	995	223	244	17	4,585	139.6%
人数	H30	39	162	226	273	129	150	214	250	108	79	164	39	1,833	101.0%
	R1	60	131	241	254	68	98	139	154	177	134	131	57	1,644	89.7%
	R2	12	18	59	77	36	49	47	61	121	75	78	44	677	41.2%
	R3	56	109	184	116	58	82	78	106	132	44	73	16	1,054	155.7%
	R4	72	115	181	164	84	112	127	149	259	78	114	13	1,468	139.3%

### ②蔵書数

#### 小学校（全8校）

	年度	冊数	平均
蔵書数	H30	72,869	9,108.6
	R1	69,583	8,697.9
	R2	70,631	8,828.9
	R3	72,436	9,054.5
	R4	74,182	9,272.8
前年比 (%)	H30	-	
	R1	95.5%	
	R2	101.5%	
	R3	102.6%	
	R4	102.4%	

#### 中学校（全5校）

	年度	冊数	平均
蔵書数	H30	54,148	10,829.6
	R1	54,947	10,989.4
	R2	55,415	11,083.0
	R3	53,011	10,602.2
	R4	53,600	10,720.0
前年比 (%)	H30	-	
	R1	101.5%	
	R2	100.9%	
	R3	95.7%	
	R4	101.1%	

# 登別市立小中学校図書館蔵書冊数の推移

## 小学校 (市内 8 小学校合計)

年度	集計時期	標準冊数	蔵書冊数	充足率
平成30年度	3月末	66,440	72,869	109.68%
令和元年度	3月末	66,640	69,583	104.42%
令和2年度	3月末	64,240	70,631	109.95%
令和3年度	3月末	63,840	72,436	113.46%
令和4年度	3月末	62,880	74,182	117.97%

## 中学校 (市内 5 中学校合計)

年度	集計時期	標準冊数	蔵書冊数	充足率
平成30年度	3月末	44,560	54,148	121.52%
令和元年度	3月末	43,440	54,947	126.49%
令和2年度	3月末	43,920	55,415	126.17%
令和3年度	3月末	44,400	53,011	119.39%
令和4年度	3月末	44,000	53,600	121.82%

## 合計 (市内小中学校 13校合計)

年度	集計時期	標準冊数	蔵書冊数	充足率
平成30年度	3月末	111,000	127,017	114.43%
令和元年度	3月末	110,080	124,530	113.13%
令和2年度	3月末	108,160	126,046	116.54%
令和3年度	3月末	108,240	125,447	115.90%
令和4年度	3月末	106,880	127,782	119.56%

### 標準冊数 (学校図書館図書標準)

平成5年3月に、文部科学省が公立義務教育諸学校の学校図書館に、整備すべき蔵書の標準として定めたもので、学級数に応じて蔵書冊数を定めています。



# 用語解説

## ➤ ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視しています。

## ➤ 家読（うちどく）

「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」のことです。家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的とした運動です。

## ➤ SNS

「Social networking service」の略で、web上で社会的ネットワークを構築できるサービスのことです。FacebookやLINEなどがあります。

## ➤ オーディオブック

「聴く本」とも呼ばれ、書籍をナレーターや声優が朗読したものを録音した音声コンテンツの総称です。CDやインターネットによる音声ファイルのダウンロード販売などの形態があり、近年利用者が急拡大しています。

## ➤ 学級訪問

児童・生徒が読書への関心を深めるために、図書館員が依頼のあった学校を訪問し、図書館の利用方法や本の紹介などを行う取組をいいます。

## ➤ 学校司書

平成27年4月に施行された学校図書館法第6条により、学校司書は「専ら学校図書館の職務に従事する職員」と位置付けられ、学校に「置くよう努めなければならない」と明文化されました。

資格について制度上の定めはなく、司書資格または司書教諭資格などを要件とするかは各地方自治体によります。

## ➤ 学校図書館図書標準

平成5年3月、文部省（当時）が定めた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準をいいます。

➤ **家庭文庫・地域文庫**

主に地域の子どもの対象に、個人が自分の蔵書を公開して、図書の閲覧や貸出を行う私設図書館をいいます。

➤ **G I G Aスクール構想**

文部科学省により令和元年に始められた全国の児童生徒に1人1台端末と高速大容量通信ネットワークを一体的に整備する取組です。新型コロナウイルスにより日本の教育分野でのデジタル化の遅れが顕在化したため前倒しで実施され令和3年3月にほぼ完了しました。

➤ **国立国会国際子ども図書館**

国際子ども図書館は、国立国会図書館の支部図書館です。

平成12年に日本初の児童書専門の国立図書館として設立され、国内外の児童書および児童書に関わる文献の収集・保存・提供を行っており、児童書関連の図書館サービスの日本における拠点となっています。

➤ **子ども読書の日**

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子ども読書活動推進に関する法律」で定められた4月23日をいいます。

➤ **こどもの読書週間**

社団法人「読書推進運動協議会」が主催し、「こどもたちにもっと本を、こどもたちにもっと本を読む場所を」との願いから、昭和34年に誕生しました。「子ども読書年」である平成12年より現在の4月23日（世界本の日・子ども読書の日）～5月12日に期間が延長されました。図書館・書店・学校を中心に、様々な行事が行われています。

➤ **司書教諭**

学校図書館法第5条で12学級以上の学校に配置が義務付けられている学校図書館の専門的職務を掌る常勤の教諭をいいます。

➤ **調べ学習**

課題や疑問の解決を、資料の収集・分析や実地調査などによって行おうとする学習をいいます。

➤ **ストーリーテリング**

語り手が物語の内容を暗記し、何も見ずに聞き手に対して語りかけていくものです。やり方によっては通常の読み聞かせ以上に聞き手に与えるインパクトが強く、聞き手の心に迫るものとなります。

➤ **ティーンズ本・ティーンズサービス**

おおむね13歳～18歳を対象とした本やサービスをいいます。「ヤングアダルト」ともいいます。ブックリストの発行や専用コーナーの設置などを行います。

➤ **デジタル分館**

令和3年3月2日、登別市立図書館が開設した電子図書館の名称です。動く絵本や朗読紙芝居、学校での調べ学習用の図書などが閲覧・利用できます。また「視覚障がい者向け利用支援サイト」が用意されており、画面を音声で読み上げるスクリーンリーダーに対応しています。

➤ **団体貸出**

学校や児童館、子育て支援センター、幼稚園、保育所、読み聞かせグループなどに図書資料を貸出することです。登別市立図書館ではこれらの施設に毎月定期的に資料を届けるサービスを実施しています。

➤ **認定こども園**

幼稚園・保育所における小学校就学前の子どもに対する保育や教育、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設として平成18年に創設されました。登別市には幼稚園型（認可された幼稚園が保育所的な機能を備えたもの）認定こども園が3園あります。

➤ **ビブリオバトル**

各自が本を持ち寄り5分程度で紹介し合った後、一番読みたいと思った本を投票で決める書評合戦をいいます。登別市は令和元年度に北海道教育委員会からモデル市に指定され、「チャレンジ！ビブリオバトル」と題した様々な事業を実施しました。

➤ **ブックスタート**

赤ちゃんとその保護者に、絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡すことで、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動です。1992年に英国パーミ

ンガムで始められ、日本においても急速に普及しています。

➤ **ブックトーク**

1つのテーマやキーワードにそって、本を上手に紹介することをいいます。さまざまな視点から本を紹介することにより、子どもの自主的な読書への関心を促します。幼児から子どもの年齢に応じて取組むことができます。図書館で司書が子どもにおもしろい本をすすめることもブックトークのひとつです。

➤ **ブックリスト**

年齢や学年など対象を考慮し、テーマや課題により作成した推奨図書リストをいいます。子どもが本を選ぶ際の参考となるような目的で作成されます。

➤ **POP (ポップ)**

その本を読んだことない人に向けて、手のひらサイズの紙に、その本の内容やおすすめポイントを文章やイラストで紹介することです。本を手にするきっかけづくりになります。

➤ **みなサーチ (国立国会図書館障害者用資料検索)**

国立国会図書館による新しい障がい者用資料検索サービスです。視覚・聴覚・触覚で利用できる資料を検索しダウンロードすることができます。令和6年1月から正式に稼働しました。

➤ **ライブラリースタート**

3歳児とその保護者を対象にした登別市独自の事業です。平成27年度より実施しています。この事業は、子どもに本を選ぶ機会を提供するとともに、図書館が行っている事業や利用法を紹介し、今後の図書館利用に繋げる取組です。

➤ **ワークショップ**

参加体験型講座をいいます。

## 策定の経過

年月日	経 過
令和5年5月16日	学校司書連絡会（計画策定への協力依頼、趣旨説明）
令和5年6月30日	学校図書館担当者・学校図書ボランティア連絡会議（施策協議・情報交換）
令和5年7月27日	教育部学校教育グループより情報提供
令和5年8月30日	教育部部内協議（素案協議）
令和5年9月5日	教育部学校教育グループ素案協議
令和5年7月27日	保健福祉部こども育成グループ素案協議
令和5年9月15日	令和5年度第1回登別市立図書館協議会 協議事項「第4次登別市子ども読書活動推進計画(案)」について素案の審議
令和5年9月28日	令和5年度第6回定例教育委員会 ○情報提供「第4次登別市子ども読書活動推進計画(案)について」
令和5年11月21日	総務・教育委員会(所管事務調査) ○第4次登別市子ども読書活動推進計画(案)の策定及び意見公募(パブリックコメント)の実施について
令和5年12月1日 ～12月30日	登別市意見公募(パブリックコメント)実施
令和6年2月1日	総務・教育委員会(所管事務調査) ○第4次登別市子ども読書活動推進計画策定にかかる意見公募(パブリックコメント)の実施結果について
令和6年2月22日	令和5年度第11回定例教育委員会 ○議案16号「第4次登別市子ども読書活動推進計画の策定について」承認
令和6年3月1日	意見公募(パブリックコメント)の結果公表(「広報のぼりべつ」、市ホームページ)
令和6年3月21日	令和5年度第2回登別市立図書館協議会 ○情報提供(計画書配布)

## 登別市立図書館協議会委員名簿

	氏名	区分
会長	柴田 政人	学校教育の関係者
副会長	合田 美津子	社会教育の関係者
委員	松原 條一	社会教育の関係者
委員	須藤 和恵	家庭教育の向上に資する活動を行う者
委員	原 美紀	学識経験のある者

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）

を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。



(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 第4次登別市子ども読書活動推進計画

-豊かな感性と生きる力を育むために-

令和6年3月

発行 登別市教育委員会

編集 登別市立図書館

〒059-0012 登別市中央町5丁目2番地1

TEL 0143-85-4324

FAX 0143-85-4325

E-mail toshokan@city.noboribetsu.lg.jp

URL <http://www.noboribetsu.ed.jp/~iinkai/library/index.html>